

京都府公立大学法人 一般事業主行動計画

全ての教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 内 容

目標1 妊娠、出産、育児、介護に関する制度の周知を実施し、仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

（平成27年度～）

- ・ 妊娠、出産、育児、介護に関する諸制度の積極的な活用を促すため、制度の内容を、各大学のホームページに、より一層充実して掲示するとともに、新規採用研修などの機会を活用して周知を図る。

目標2 育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。

<対策>

（平成27年度～）

- ・ 各所属長は、男性教職員の配偶者出産休暇や育児休業の取得を促進するため、該当する教職員が取得しやすいよう職場環境づくりに努める。
- ・ 休業・休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保し、必要があれば業務内容や業務体制の見直しを行う。

目標3 育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。

<対策>

（平成27年度～）

- ・ 育児休業等からの職場復帰時において、各職場の実情に応じ、業務内容や業務体制の見直しを実施する等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。

目標 4 教職員が利用できる事業所内保育施設を設置し、研究活動や仕事と育児が両立できる職場環境の確立を目指す。

<対策>

(平成 27 年度～)

- ・ 教職員が利用できる事業所内保育施設を設置する。

(平成 28 年度～)

- ・ 事業所内保育施設の運営状況を調査・分析し、事業所内保育事業の充実を検討する。

目標 5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

(平成 27 年度～)

- ・ 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも休暇取得を促す。

目標 6 時間外労働の削減を図る。

<対策>

(平成 27 年度～)

- ・ 業務の見直し・改善を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 学生・患者サービス等に一定の配慮を行いながら、各職場の実情に応じて定時退勤日の設定を検討する。